

総務省令第三十八号

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏

地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十七を第一条の十九とする。

第一条の十六（見出しを含む。）中「第三十七条の二第四項及び第三百十四条の七第四項」を「第三十

七条の二第十三項及び第三百十四条の七第十三項」に改め、同条を第一条の十八とする。

第一条の十五の次に次の二条を加える。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出方法等）

第一条の十六 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、指定対象期間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（次条第二項第四号において「申出書等」という。）を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出するものとする。

2 前項に規定する指定対象期間とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載事項等）

第一条の十七 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条

の七第二項に規定する返礼品等（次項第五号において「返礼品等」という。）を提供しない場合には、第一号及び第四号に掲げる事項）とする。

一 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準に適合する旨

二 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に掲げる基準に適合する旨

三 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に掲げる基準に適合する旨

四 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な事項

2 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一 都道府県等の法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（以下この項において「第一号寄附金」という。）の募集の取組及び当該都道府県等が受領した第一号寄附金の額の実績について総務大臣が実施した調査の結果に関する書類

二 前条第二項に規定する指定対象期間（次号及び第五号において「指定対象期間」という。）の初日

の属する年度の前年度における都道府県等の第一号寄附金の募集に要した経費に関する書類

三 都道府県等が指定対象期間に行おうとする第一号寄附金の募集の取組の内容に関する書類

四 平成三十年十一月一日から申出書等を提出する日までの都道府県等における第一号寄附金の募集の取組の実施状況及びその結果に関する書類

五 都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類

六 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類

3 総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

第二条の二第四項中「第四十七条の二第四項及び第五項」を「第四十七条の二第五項及び第六項」に改め、同条第八項中「第三十七条の二第三項又は第三百十四条の七第三項」を「第三十七条の二第十二項又は第三百十四条の七第十二項」に改める。

第七条の二の十中「平成二十四年二月一日」を「平成二十八年六月一日」に、「第三表」を「第七表」に改め、「細分類」の下に「、単独・本所・支所（三区区分）」を、「表頭」の下に「「総数」のうち」

を加え、「及び「六九四 不動産管理業」を、「六九四 不動産管理業」、「七〇一一 総合リース業」及び「七〇二 産業用機械器具賃貸業」に改め、「技術サービス業」の欄の額の下に「から「七二八 経営コンサルタント業、純粋持株会社」、「七三 広告業」、「七四六二 商業写真業」及び「七四九 その他の技術サービス業」の各欄の額を控除した額」を、「」の欄の額の下に「から「八八二 産業廃棄物処理業」、「九〇一 機械修理業（電気機械器具を除く）」、「九一二 労働者派遣業」、「九二二一 ビルメンテナンス業」及び「九二九 他に分類されない事業サービス業」の各欄の額を控除した額」を加える。

第八条の十六及び第八条の十七中「第六十三条の四第一項」を「第六十三条の五第一項」に改める。

第九条中「道府県知事」の下に「又は地方税共同機構」を加える。

第十条の七の三第五項及び第六項中「第四十九条の十五第二項第五号」を「第四十九条の十五第二項第四号」に改め、同項第二号中「次項第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第七項中「第四十九条の十五第二項第六号」を「第四十九条の十五第二項第五号」に改め、同項第二号中「（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に限る。）の用」を「の用

」に改め、同条第八項中「第四十九条の十五第二項第八号」を「第四十九条の十五第二項第七号」に改め、同条第九項から第十五項までの規定中「第四十九条の十五第二項第十号」を「第四十九条の十五第二項第九号」に改める。

第二十四条の二十二を次のように改める。

第二十四条の二十二 削除

第二十四条の三十九第一項第七号の次に次の三号を加える。

七の二 法第二百二十二条第一項の規定による申告書の提出

七の三 法第二百二十二条第二項の規定による報告書の提出

七の四 法第五百五十二条第一項の規定による申告書又は報告書の提出

第二十四条の四十第一項第五号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 政令第二十四条の三第六項の規定による通知

第二十四条の四十第一項第四号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 法第三百二十一条の十四第六項の規定による通知

第二十四条の四十第一項第三号を同項第七号とし、同項第二号の次に次の四号を加える。

三 法第五十三条第四十二項及び第四十三項の規定による通知

四 法第五十八条第六項の規定による通知

五 法第六十三条第三項及び第四項の規定による通知

六 法第七十二条の四十八の二第八項及び第十二項の規定による通知

第三十一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（機構が処理することとされている事務）」を付する。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

第三十一条の三 機構は、道路運送車両法施行規則第六十三条の規定に基づき国土交通大臣が電気通信回線を通じて道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十二条の納付の有無の事実の確認を行う場合であつて、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を道府県知事がその使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合させることとしているときは、道府県知事の使用に係る電子計算機の設置及び管理に関する事務を行うことができる。

第三十一条の五第一号中「第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一号」の下に「及び第三十一条の六の二」を加える。

第三十一条の六の次に次の一条を加える。

(法第七百九十条の二の軽微な事象等)

第三十一条の六の二 法第七百九十条の二の総務省令で定める軽微な事象は、地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機の故障その他の当該事象による影響を受ける者が限られている事象とする。

2 法第七百九十条の二に規定する総務省令で定める事項は、同条の事象の状況及びそれに対する処置とする。

附則第二条の七の次に次の一条を加える。

(法附則第九条第二十二項の取引)

第二条の八 法附則第九条第二十二項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取

引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

附則第三条の二十第三号中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

附則第三条の二十を削る。

附則第三条の二十一中「の際に」を「をした」に改め、同条を附則第三条の二十二とする。

附則第三条の二十九の見出し及び同条第一項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十三項」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十二項第一号」を「附則第七条第二十三項第一号」に改め、同条を附則第三条の二十とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条第十七項の特定公益的施設等）

第三条の二十 一 法附則第十一条第十七項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第八条第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

附則第三条の二十八第二項中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条を

附則第三条の二の十九とする。

附則第三条の二の十七（見出しを含む。）中「附則第七条第二十項」を「附則第七条第二十一項」に改め、同条を附則第三条の二の十八とする。

附則第三条の二の十六の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第十九項の証明がされた家屋）

第三条の二の十七 政令附則第七条第十九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

附則第四条の四第一項中「当該自動車の」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に、「が併記されて」を「を用いる旨が併せて明らかにされて」に改め、同条第六項及び第七項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第八項第一号中「及び次条」を「から附則第四条の六まで」に改め、同項第二号中「第十四項及び次条」を「以下この条から附則第四条の六まで」に、「当該自動車が平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成

車又は平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第十一項第一号中「第十五条第一号」を「第十八条第一号」に改め、同項第二号中「第十五条第八号」を「第十八条第八号」に改め、同条第十二項第二号中「及び次条」を「から附則第四条の六まで」に、「当該自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第十三項第二号中「当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第十四項第一号中「次条」の下に「及び附則第四条の六第八項」を加え、同項第二号中「当該自動車が平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第十九項第二号中「当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第二十項中「次条」の下に「及び附則第四条の六第十五項」を加え、同項第二号中「当該自動車」が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らか

にされて」に改める。

附則第四条の五の見出しを「（法附則第十二条の二の二第二項の自動車等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第十二条の二の二第二項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第二項」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項第二号中「当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項第二号中「当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項第二号中「当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項第二号中「当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項第二

てその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の二第四項第二号」を「附則第十二条の二の二第五項第一号イ」に改め、同項第一号イ中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「平成三十年ガソリン軽中量車基準」に改め、同号ロ中「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「平成十七年ガソリン軽中量車基準」に改め、同項第二号中「百三十未満」を「百四十未満」に、「当該自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「附則第十二条の二の二第五項第一号イ」を「附則第十二条の二の二第五項第一号ロ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「附則第十二条の二の二第五項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第五項第一号ハ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車

であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 法附則第十二条の二の二第五項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第四条の五第十四項中「附則第十二条の二の二第五項第二号イ」を「附則第十二条の二の二第五項第三号イ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「附則第十二条の二の二第五項第二号ロ」を「附則第十二条の二の二第五項第三号ロ」に、「当該自動車」が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「附則第十二条の二の二第五項第二号ハ」を「附則第十二条の二の二第五項第三号ハ」に改め、同項第二号中「当該自動車」が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を削り、同条第十八項中「附則第十二条の二の二第六項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第六項」に改め、同項第二号中「当該自動車」が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「附則第十二条の二の二第六項第二号」を「附則第十二条の二の二第七項第一号」に改め、同項第一号イ中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「平成三十年ガソリン軽中量車

基準」に改め、同号口中「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「平成十七年ガソリン軽中量車基準」に改め、同項第二号中「当該自動車は平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項中「附則第十二条の二の二第七項第一号イ」を「附則第十二条の二の二第七項第二号」に、「車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラック」を「乗用車」に改め、同項第一号イ中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「平成三十年石油ガス軽中量車基準」に、「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号口中「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「平成十七年石油ガス軽中量車基準」に、「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」を「平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満」に、「当該自動車は平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項から第二十四項までを削り、同条第二十五項第二号中「当該自動車は平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十八項とし、同

条第二十六項第二号中「当該自動車は平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十七項第二号中「当該自動車が平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十項とする。

附則第四条の六第一項中「第二号」の下に「及び第三号」を、「JCO八モード法」の下に「及びWLTCモード法」を加え、同条第三項第二号中「JCO八モード法」を「おいてその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準百十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第四項第二号中「JCO八モード法」を「おいてその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準五十七パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第十二項第二号中「JCO八モード法」を「おいてその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準三十二パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項第二号中「

JCO八モード法」を「おいてその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該自動車は平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十項中「附則第十二条の二の四第四項第二号ロ」を「附則第十二条の二の四第四項第三号ロ」に改め、同項第二号中「JCO八モード法」を「おいてその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該自動車は平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 法附則第十二条の二の四第四項第五号に規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第四条の六第九項中「附則第十二条の二の四第四項第二号イ」を「附則第十二条の二の四第四項第三号イ」に改め、同項第二号中「JCO八モード法」を「おいてその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項第二号中「JCO八モード法」を「おいてその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 法附則第十二条の二の四第四項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条

第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12 法附則第十二条の二の四第四項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第四条の六第七項第二号中「JCO八モード法」を「おいてその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「附則第十二条の二の四第二項第二号ロ」を「附則第十二条の二の四第二項第三号ロ」に改め、同項第二号中「JCO八モード法」を「おいてその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 法附則第十二条の二の四第二項第四号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件

に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第四条の六第五項中「附則第十二条の二の四第二項第二号イ」を「附則第十二条の二の四第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「JC〇八モード法」を「おいてその旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車である

ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 法附則第十二条の二の四第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第四条の六の二第一項中「当該路線バス等が」を「において」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法附則第十二条の二の四第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法附則第十二条の二の四第六項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同項に規定する路線定期運行の用に供する自動車（第四項第一号において「乗合バス」という。） 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下この条において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準

二 法附則第十二条の二の四第六項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（第四項第二号において「貸切バス」という。） 公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第

六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

附則第四条の六の二第三項中「当該路線バス等が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らか」にされて」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法附則第十二条の二の四第七項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 乗合バス 公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準

二 貸切バス 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

附則第四条の六の二第五項中「当該乗用車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らか」にされて」に改め、同条第七項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らか」にされて」に改め、同条第十三項中「自動車検査証に」の下に「おいて」を加え、「が記載されて」を

「について明らかにされて」に改め、同条第十四項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第十五項を削り、同条第十六項中「附則第十二条の二の四第十二項」を「附則第十二条の二の四第十一項」に、「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十二条の二の四第十三項」を「附則第十二条の二の四第十二項」に、「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「附則第十二条の二の四第十四項」を「附則第十二条の二の四第十三項」に改め、同項第一号へ中「第十五条第八号」を「第十八条第八号」に改め、同項第三号中「附則第十二条の二の四第九項から第十三項までの規定の適用を受けようとする場合」を「附則第十二条の二の四第九項から第十二項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「及び第四号、第十項、第十一項、第十二項第三号及び第四号並びに第十三項（バス等を除く。）」を「、第十項、第十一項第三号及び第十二項」に改め、「掲げる自動車」の下に「（バス等を除く。）」を加え、同号イ中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とする。

附則第五条第一項中「当該自動車の」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に、「が併記されて」を「を用いている旨が併せて明らかにされて」に改め、同条第二項中「当該自動車の」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第五項中「当該自動車」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改める。

附則第五条の二の見出しを「（法附則第十二条の三第二項第二号の基準等）」に改め、同条第一項から第八項までを削り、同条第九項中「附則第十二条の三第五項第二号」を「附則第十二条の三第二項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の

保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第九号の基準

附則第五条の二第十項中「附則第十二条の三第五項第二号」を「附則第十二条の三第二項第二号」に改め、同項第一号中「低排出ガス車認定」の下に「実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 法附則第十二条の三第二項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている電力併用自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてプラグイン

ハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

5 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率^一は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第四百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

附則第五条の二第十一項中「附則第十二条の三第五項第四号」を「附則第十二条の三第二項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「附則第十二条の三第五項第四号」を「附則第十二条の三

第二項第四号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次条において「燃費評価実施要領」という。

）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第五条の二第十二項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる自動車 同表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値

二 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)に掲げる自動車 同表の(2)の窒素酸化物の欄に掲げる値

三 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)に掲げる自動車 同表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値

附則第五条の二第十三項中「附則第十二条の三第五項第四号」を「附則第十二条の三第二項第四号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第五条の二第十三項第二号中「第五項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十四項中「附則第十二条の三第五項第五号」を「附則第十二条の三第二項第五号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

附則第五条の二第十五項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第三項」に改め、同項第

一号を次のように改める。

- 一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第五条の二第十五項第二号中「第十一項第一号」を「第六項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第五条の二第十六項第二号中「第五項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項を同条第十三項とする。

附則第六条第二十三項を削り、同条中第二十四項を第二十三項とし、第二十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り上げ、第二十七項の次に次の一項を加える。

28 政令附則第十一条第十一項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を

充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、ディスプレイを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナツパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。

附則第六条第二十九項及び第三十項を削り、同条第三十一項中「、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費」を削り、同項を同条第二十九項とし、同条中第三十二項を第三十項とし、第三十三項から第三十七項までを二項ずつ繰り上げ、第三十五項の次に次の一項を加える。

36 政令附則第十一条第十六項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものうち、既に事業の

用に供されていた車両を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い当該車両に代えて当該事業の用に供される車両（以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。）又は代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の編成を構成する車両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。以下この号及び次号イにおいて「非代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、イ及びロに掲げる要件）のいずれにも該当するもの

イ 当該代替車両にあつては一次周波数制御方式（サイリスタにより制御される方式を除く。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の導入によりその制御方式が既に事業の用に供されていた車両の制御方式に比べて性能が向上しており、当該非代替車両にあつてはその制御方式が一次周波数制御方式であること。

ロ 当該代替車両又は当該非代替車両が電力回生ブレーキを有すること（これらの車両が内燃機関を有する場合を除く。次号イ(2)及びロ(2)において同じ。）。

ハ 当該代替車両又は当該非代替車両が客室内に発光ダイオードを光源とする照明器具を有すること。

二 当該代替車両又は当該非代替車両が自動制御の機能を有する空調制御装置を用いた空調システムを有すること。

二 法附則第十五条第十六項に規定する改良された車両で政令で定めるもののうち、次に掲げる車両

イ 代替車両又は非代替車両であつて、改良により新たに次に掲げる要件のいずれにも該当することとなつたもの

(1) 当該代替車両又は当該非代替車両の制御方式が一次周波数制御方式であること。

(2) 当該代替車両又は当該非代替車両が電力回生ブレーキを有すること。

ロ 既に事業の用に供されていた車両を改良して当該事業の用に供するものうち、当該改良により新たに次に掲げる要件のいずれにも該当することとなつたもの（イに掲げる車両を除く。）

(1) 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式であること。

(2) 当該車両が電力回生ブレーキを有すること。

附則第六条第三十八項を削り、同条第三十九項を同条第三十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

38 政令附則第十一条第十七項に規定する総務省令で定める車両は、流通業務の総合化及び効率化の促進

に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した貨物の位置を固定するための装置が取り付けられた客車であつて貨物輸送を行つた距離の全走行距離に対する割合が二分の一以上のもの又は機関車及びコンテナ用の貨車とする。

附則第六条第四十項中「附則第十一条第十八項第二号」を「附則第十一条第十九項第二号」に改め、同項第三号中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第十八項第三号」を「附則第十一条第十九項第三号」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第二十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第二十二項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第二十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十八項中「附則第十五条

第二十五項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項第三号中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十九項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第三十項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十四項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十五項中「附則第二十一条第三十一項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十六項中「附則第二十一条第三十二項第二号」を「附則第二十一条第三十三項第二号」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十七項中「附則第二十一条第三十三項」を「附則第二十一条第三十四項」に、「同条第三十二項第一号」を「同条第三十三項第一号」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「附則第

第十五条第三十二項第一号イ」を「附則第十五条第三十三項第一号イ」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十二項第一号イ」を「附則第十五条第三十三項第一号イ」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十項中「附則第十五条第三十二項第一号ロ」を「附則第十五条第三十三項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十二項第一号ハ」を「附則第十五条第三十三項第一号ハ」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第三十二項第一号ニ」を「附則第十五条第三十三項第一号ニ」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第三十二項第一号ホ」を「附則第十五条第三十三項第一号ホ」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第三十二項第三号ハ」を「附則第十五条第三十三項第三号ハ」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第六十七項

とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十二項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第三十七項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第三十七項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第三十八項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十六項中「附則第十五条第四十項第七号」を「附則第十五条第四十一項第七号」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項の表第一号中「附則第十五条第三十九項第一号」を「附則第十五条第四十項第一号」に改め、同表第二号中「附則第十五条第三十九項第二号」を「附則第十五条第四十項第二号」に改め、同表第三号中「附則第十五条第三十九項第三号」を「附則第十五条第四十項第三号」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十八項中「

附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十一項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第八十二項中「附則第十一条第四十四項第一号」を「附則第十一条第四十五項第一号」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第四十四項第一号」を「附則第十一条第四十五項第一号」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十四項第二号」を「附則第十一条第四十五項第二号」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十四項第三号」を「附則第十一条第四十五項第三号」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第四十四項第四号」を「附則第十一条第四十五項第四号」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十七項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十八項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第

四十七項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条に次の一項を加える。

88 法附則第十五条第四十九項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

附則第七条第一項中「同条第十九項」を「同条第十六項に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合、同条第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十九項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十三項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「同条第三十八項」を「同条第四十項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十四項」を「同条第四十六項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に改め、同条第二項中「第十九項第一号イ」を「第十六項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第二十一項第一号イ」に、「第二

十四項、第二十七項、第三十一項、第三十四項、第三十八項第一号イ」を「第二十六項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第四十項第一号イ」に、「第四十一項、第四十四項、第四十五項第一号ロ」を「第四十三項、第四十六項、第四十七項第一号ロ」に、「第四十六項第一号ロ」を「第四十八項第一号ロ」に改め、同条第六項中「附則第十二条第十七項」を「附則第十二条第十九項」に改め、同条第七項中「附則第十二条第十八項第三号」を「附則第十二条第二十項第三号」に改め、同条第八項第二号イ中「附則第十二条第二十一項第一号」を「附則第十二条第二十三項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十二条第二十一項第二号」を「附則第十二条第二十三項第二号」に改め、同号ハ中「附則第十二条第二十一項第三号」を「附則第十二条第二十三項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十二条第二十二項」を「附則第十二条第二十四項」に改め、同条第九項第三号中「附則第十二条第二十九項」を「附則第十二条第三十一項」に改め、同条第十一項第四号中「附則第十二条第二十九項」を「附則第十二条第三十一項」に改め、同条第十四項中「附則第十二条第十七項」を「附則第十二条第十九項」に改め、同条第十五項の表政令附則第十二条第十三項第一号ロの項の次に次のように加える。

政令附則第十二条第

専有部分の床面積

共同住宅等に共同の用に供される部分があるとき

<p>十六項第一号イ及び ロ</p>	<p>政令附則第十二条第 十六項第二号イ</p>	<p>政令附則第十二条第 十六項第二号ロ</p>
	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>
<p>は、その部分の床面積を、これを共用すべき各専 有部分の床面積の割合により配分して、それぞれ の各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるとき は、その部分の床面積を、これを共用すべき各特 定居住用部分の床面積の割合により配分して、そ れぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるとき は、その部分の床面積を、これを共用すべき各特 定居住用部分の床面積の割合により配分して、そ れぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>専有部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるとき は、その部分の床面積を、これを共用すべき各専</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるとき は、その部分の床面積を、これを共用すべき各専</p>

		<p>有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二条第 十六項第三号イ</p>	<p>特定居住用部分以外の部 分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分以外の部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二条第 十六項第三号ロ</p>	<p>特定居住用部分以外の部 分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分以外の部分の床面積の割合により配</p>

<p>政令附則第十二条第 十六項第四号ロ</p>	
<p>専有部分の床面積</p>	<p>専有部分の床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
	<p>特定居住用部分の床面積</p>
	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

附則第七条第十五項の表政令附則第十二条第十八項第三号の項中「附則第十二条第十八項第三号」を「附則第十二条第二十項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第十九項第一号口の項中「附則第十二条第十九項第一号ロ」を「附則第十二条第二十一項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第二号イの項中「附則第十二条第十九項第二号イ」を「附則第十二条第二十一項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十九項第二号ロの項中「附則第十二条第二号ロ」を「附則第十二条第二十一項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第二号の項中「附則第十二条第二十七項の項中「附則第十二条第二十七項」を「附則第十二条第二十九項」に改め、同表政令附則第十二条第三十三項第二号の項中「附則第十二条第三十三項第二号」を「附則第十二条第三十五項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十四項の項中「附則第十二条第三十四項」を「附則第十二条第三十六項」に改め、同表政令附則第十二条第三十六項第一号の項中「附則第十二条第三十六項第一号」を「附則第十二条第三十八項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十七項第三号の項中「附則第十二条第三十七項第三号」を「附則第十二条第三十九項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第一号口の項中「附則第十二条第三十八項第一号ロ」

を「附則第十二条第四十項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第二号イの項中「附則第十二条第三十八項第二号イ」を「附則第十二条第四十項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第二号ロの項中「附則第十二条第三十八項第二号ロ」を「附則第十二条第四十項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第二号の項中「附則第十二条第四十三項第二号」を「附則第十二条第四十五項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十四項の項中「附則第十二条第四十四項」を「附則第十二条第四十六項」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第一号ハの項中「附則第十二条第四十五項第一号ハ」を「附則第十二条第四十七項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第二号ロの項中「附則第十二条第四十五項第二号ロ」を「附則第十二条第四十七項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第二号ハの項中「附則第十二条第四十五項第二号ハ」を「附則第十二条第四十七項第二号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項第一号ハを「附則第十二条第四十八項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項第二号ロの項中「附則第十二条第四十六項第二号ロ」を「附則第十二条第四十八項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項第二号ハの項中「附則第十二条第四十六項第二号ハ」を「附則第十二条第四十八項第二号ハ」に

改める。

附則第七条の二の次に次の一条を加える。

(政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等)

第七条の三 政令附則第十二条の四第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等(次号及び次項において「相続人等」という。)が同条第四項第一号イに規定する従前所有者等(次号及び次項において「従前所有者等」という。)から法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地(以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。)の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分(次号において「被災住宅用地の一部等」という。)を取得した場合その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

- 二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者(

以下この項及び次項において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合
同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2 政令附則第十二条の四第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の全部等」という。）

災住宅用地の面積

- 二 附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合 これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積
- 3 政令附則第十二条の四第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。
- 4 法附則第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地（以下この項から第九項までにおいて「被災共

める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
<p>一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成二十八年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）</p> <p>（で平成三十一年度又は平成三十二年度</p>	<p>$(1/A) \times ((B \times C) / D)$</p> <p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 当該被災共用土地の面積</p> <p>D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p>

に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の四第三項第三号か

ら第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十八年四月十三日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分

<p>の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等」に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	
<p>二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 特例対象者で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災</p>	<p>イ $(1/A) \times \{B \times (C + (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I)) / J) + K \times (E \times G - C - (200 \text{ 平方メートル} \times D - E$</p>

共用土地に係る共有持分（平成二十八年四月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で平成三十一年度又は平成三十一年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

$$\times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 2000 \text{ 平方メートル} \times I)) / L) \} \times (1 / G)$$

ロ $(1 / A) \times ((B \times E) / J)$

J < E × (F + H) である場合にはイの算式を用い、J ≥ E × (F + H) である場合にはロの算式を用いる。

(算式の符号)

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

-
- C 200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。）
- D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部
-

分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの

E 当該被災共用土地の面積

F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成31年度又は平成32年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの

G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成31年度又は平成32年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係るこの号の共有持分又は特定共有持分の割合

H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成31年度又は平成32年度に係る賦課期日

における当該被災共用土地に係るこの号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの

Ⅰ この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又はこの号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このⅠにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（２以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの

Ⅱ 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 平成二十八年四月十四日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>Ⅰ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>Ⅱ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p> <p>$(A - (B + C)) / (A \times D)$</p> <p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p>
---	--

D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の
平成31年度又は平成32年度に係る賦課期日
における当該被災共用土地に係る共有持分の割
合を合算したもの

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被

災共用土地納税義務者」という。)の平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合(当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。)に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合(以下この項において「居住割合」という。)を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乘じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成三十一年

度又は平成三十二年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が平成二十八年四月十四日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項におい

て「新たな共有持分」という。)を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもって同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の二第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の第一号	
当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
$(1/A) \times ((B \times C) / D)$	$(1/A) \times ((B \times E) / D) + F \times ((C - E) / G)$
D 当該被災共用土地に	D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地であ

	<p>係る小規模住宅用地である部分の面積</p>	<p>る部分の面積</p> <p>E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p> <p>F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>G 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>
<p>第五項の表の第二号</p>	<p>当該被災共用土地の面積</p> $(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{ 平方メートル} - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H$	<p>当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積</p> $(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{ 平方メートル} - M \times F)) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I))) / J) + K \times ((M \times G - C - (200 \text{ 平方メートル} \times D - M$

$\begin{aligned} & - 200 \text{ 平方メートル} \times \\ & (I))) \div J) + K \times (\\ & (E \times G - C - (200 \\ & \text{平方メートル} \times D - E \times \\ & F) \times ((E \times G - C) \\ & \div (E \times H - 200 \text{ 平方} \\ & \text{メートル} \times I))) \div L \\ &) \} \times (1 \div G) \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \times F) \times ((M \times G - C) \div (M \times H - 200 \text{ 平} \\ & \text{方メートル} \times I))) \div L) \} \times (1 \div G) + N \\ & \times ((E - M) \div O)] \end{aligned}$
$(1 \div A) \times ((B \times E) \div J)$	$(1 \div A) \times (((B \times M) \div J) + N \times ((E - M) \div O))$
$E \times (F + H)$	$M \times (F + H)$
<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である</p>	<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>

	る部分の面積	M 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積 N 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 O 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積
第六項	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積

9

法附則第十六条の二第八項の規定の適用がある場合における第四項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項各号列記以外の部分	附則第十六条の二第三項	附則第十六条の二第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
--------------	-------------	----------------------------------

<p>分</p> <p>第五項の表以外の部</p>		<p>第四項第二号</p>		<p>第四項第一号</p>	
		<p>被災共用土地の面積</p>	<p>被災共用土地</p>	<p>被災共用土地</p>	<p>附則第十六条の二第三項</p>
<p>被災共用土地に係る被災区分所有家屋</p>	<p>被災共用土地に係る被災区分所有家屋</p>	<p>附則第十六条の二第二項</p>	<p>被災共用土地</p>	<p>同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）</p>	<p>同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）</p>
<p>特定仮換地等</p>	<p>特定仮換地等</p>	<p>附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項</p>	<p>特定仮換地等</p>	<p>同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第一項</p>	<p>同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第三項</p>
<p>特定仮換地等</p>	<p>特定仮換地等</p>	<p>附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項</p>	<p>特定仮換地等</p>	<p>同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第一項</p>	<p>同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第三項</p>

		第五項の表の第一号	
附則第十六条の二第三項	附則第十六条の二第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項	被災共用土地に係る次の割合	被災共用土地に係る次の特定仮換地等に係る次の割合
同条第三項	同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項	被災共用土地に係る持分の割合	被災共用土地に係る持分の割合
		被災共用土地に係る持分	被災共用土地に係る持分
		被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分
		被災共用土地に係る特定共有持分	被災共用土地に係る特定共有持分
		被災共用土地に係る固定資産税	被災共用土地に係る固定資産税

第五項の表の第二号	資産税	
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税	
被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地	
被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者	
被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積	

第五項の表の第二号	被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
第六項	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
第六項	被災共用土地に係る被災	

第七項													
	被災共用土地の面積	持分	被災共用土地に係る共有	の割合	被災共用土地に係る持分	持分又は特定共有持分	被災共用土地に係る共有	被災共用土地の面積	適用共有持分	被災共用土地に係る特例	持分	被災共用土地に係る共有	区分所有家屋
特定仮換地等の面積	用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分	持分又は特定共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等の面積	用土地に係る特例適用共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	用土地に係る被災区分所有家屋

前項の表以外の部分	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
前項の表の第五項の表の第一号の項	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地

		宅用地	
前項の表の第五項の 表の第二号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積	
	被災共用土地に係る被災 区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共 用土地に係る被災区分所有家屋	
前項の表の第六項の 項	被災共用土地に係る一般 住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地	
	被災共用土地に係る被災 区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共 用土地に係る被災区分所有家屋	
	被災共用土地に係る非住 宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地	
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積	
	被災共用土地に係る被災 区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共 用土地に係る被災区分所有家屋	

附則第八条の三の三第一項中「当該軽自動車の」を「において」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に、「が併記されて」を「を用いている旨が併せて明らかにされて」に改め、同条第二項中「当該軽自動車の」を「において」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第五項中「当該軽自動車が」を「において」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改める。

附則第八条の三の四の見出しを「（法附則第三十条第二項第二号の基準等）」に改め、同条第一項から第八項までを削り、同条第九項中「附則第三十条第六項第二号」を「附則第三十条第二項第二号」に、「第十一項」を「第五項」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 法附則第三十条第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める

告示第二十八条第百三十三項の基準とする。

附則第八条の三の四第十項中「附則第三十条第六項第二号」を「附則第三十条第二項第二号」に改め、「低排出ガス車認定」の下に「実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法附則第三十条第三項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基

準エネルギー消費効率

附則第八条の三の四第十一項中「附則第三十条第七項第一号」を「附則第三十条第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十二項中「附則第三十条第七項第一号」を「附則第三十条第三項第一号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第九項第一号及び次条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十二項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 法附則第三十条第三項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる軽自動車 同表の(1)の窒素酸化物の欄に掲

げる値

二 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)に掲げる軽自動車 同表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値

附則第八条の三の四第十三項中「附則第三十条第七項第一号」を「附則第三十条第三項第一号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十三項第二号中「第四項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「附則第三十条第七項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十四項第二号中「第十一項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「附則第三十条第七項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十五項第二号中「第四項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項中「附則第三十条第八項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十六項第二号中「第十一項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十七項中「附則第三十条第八項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十七項第二号中「第四項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十八項中「附則第三十条第八項第二号」を「附則第三十条第四項第二号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十八項第二号中「第十一項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十九項中「附則第三十条第八項第二号」を「附則第三十条第四項第二号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十九項第二号中「第四項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項を同条第十四

項とする。

附則第十二条の三第三項の表第八号中「米穀粉」を「米穀粉」に改め、同表第九号中「麦加工品製造業」の下に「（パスタ製造業を含む。）」を、「施設」の下に「（パスタ製造業にあつては、パスタの生産の用に供する設備を有する施設）」を加え、同表第十二号中「豚肉調整品製造業」を「豚肉調整品製造業」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十号を同表第十二号とし、同表第九号の次に次の二号を加える。

十 砂糖製造業	砂糖の生産の用に供する設備を有する施設
十一 菓子製造業（チョコレート製造業、キャンデー製造業及びビスケット製造業に限る。）	チョコレート、キャンデー又はビスケットの生産の用に供する設備を有する施設

附則第二十四条第九項中「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に改め、同項の表第四項第一号の項から第五項の表以外の部分の項までの規定中「仮換地等」を「特定仮換地等」に改め、同表第五項の表の第一号の項中「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「対価課税」を「準対価課税」に

改め、同表第五項の表の第二号の項中「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に、「仮換地等事務者」を「特定仮換地等事務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に改め、同表第五項の表の第三号の項中「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に、「仮換地等事務者」を「特定仮換地等事務者」に改め、同表第六項の項から第八項の表以外の部分の項までの規定中「仮換地等」を「特定仮換地等」に改め、同表第八項の表の第五項の表の第一号の項及び第八項の表の第五項の表の第二号の項中「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に改め、同表第八項の表の第六項の項中「仮換地等」を「特定仮換地等」に改める。

第七号様式の表を次のように改める。

第七号様式 (別添①) 挿入

第十六号の九様式を次のように改める。

第十六号の九様式 (別添②) 挿入

第三十三号の四様式を次のように改める。

第三十三号の四様式 (別添③) 挿入

第五十五号の五様式を次のように改める。

第五十五号の五様式 (別添④) 挿入

(自動車重量譲与税法施行規則の一部改正)

第二条 自動車重量譲与税法施行規則(昭和四十六年自治省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(自家用の乗用車の台数の算定)

第三条の二 法第二条の二第一項の自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第一条の十七を同令第一条の十九とする改正規定、同令第一条の十六の改正規定、同条を同令第一条の十八とする改正規定及び同令第一条の十五の次に二条を加える改正規定並びに第五十五号の五様式の改正規定並びに次条第一項及び第三項の規定並びに附則第七条の規定 平成三十一年六月一日

二 第一条中地方税法施行規則第八条の十六及び第八条の十七の改正規定 平成三十一年七月一日
(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の十六及び第一条の十七の規定は、平成三十二年十月一日以後に開始する新規則第一条の十六第二項に規定する指定対象期間に係る同条第一項に規定する指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）が同項に規定する申出書等を提出する場合について適用する。

2 前条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三十二年九月三十日までの期間に係る指定を都道府県等が受けようとする場合における新規則第一条の十六及び第一条の十七の規定の適用については、次の表の上

欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一条の十六第一項</p>	<p>七月一日から同月三十一日まで</p>	<p>四月一日から同月十日まで</p>
<p>第一条の十六第二項</p>	<p>毎年十月一日から翌年九月三十日まで をいう。</p>	<p>平成三十一年六月一日から平成三十二年九月三十日まで をいう。ただし、総務大臣が、指定を受けようとする都道府県等について、当該期間を指定対象期間とすることが適当でないと認める場合には、当該都道府県等に係る指定対象期間は平成三十一年六月一日から同年九月三十日までの期間とする。</p>

3 前項の規定により読み替えられた新規則第一条の十六第二項ただし書の規定の適用がある場合における

同項ただし書に規定する指定対象期間に係る指定をされた都道府県等は、前二項の規定にかかわらず、平

成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの期間に係る指定を受けるために、新規則第一条の十六第一項に規定する申出書等を提出することができる。この場合において、当該都道府県等が行う当該申出書等の提出については、同条及び新規則第一条の十七の規定を適用する。

(地方消費税に関する経過措置)

第三条 新規則第七条の二の十の規定は、この省令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算について適用し、施行日前に行われた地方消費税の清算については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新規則第十六号の九様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正前の地方税法施行規則第二十四条の二十二に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(地方自治法施行規則の一部改正)

第六条 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「 4 地方道路譲与税

1 地方道路譲与税

を

「 4 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税

に改め、同表の備考1中

5 地方道路譲与税

1 地方道路譲与税

「 4 地方道路譲与税

1 地方道路譲与税

を

「

4 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税

」

5 地方道路譲与税

1 地方道路譲与税

を

「

4 地方道路譲与税

1 地方道路譲与税

」

5 航空機燃料譲与税

1 航空機燃料譲与税

を

「

4 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税

」

5 地方道路譲与税

1 地方道路譲与税

に於て、回表の備考2中「13 地方

6 航空機燃料譲与税

1 航空機燃料譲与税

」

特例交付金」を「12 地方特例交付金」に、「5号」を「4号」に

「7 道（府県）民税所得割臨

時交付金

1 道（府県）民税所得割臨

時交付金

1 道（府県）民税所得割臨

時交付金

8 地方消費税交付金

12 国有提供施設等所在市町村 村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村 村助成交付金	2 旧法による軽油引取税交付金
「 7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
8 ゴルフ場利用税交付金		

	1	クルマ場利用税交付金	
9	自動車取得税交付金	1	自動車取得税交付金
			1 自動車取得税交付金
			2 旧法による自動車取得税交付金
10	軽油引取税交付金		
		1	軽油引取税交付金
			1 軽油引取税交付金
			2 旧法による軽油引取税交付金
11	国有提供施設等所在市町		

に於

村助成交付金

1 国有提供施設等所在市町

村助成交付金

1 国有提供施設等所在市町

村助成交付金

める。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項中「第二十六条第三項及び第四十三条(これらの規定を)」を「第二十六条第三項(第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第三十七条の二第三項、第四十三条(」に改め、「第二百九十八条第三項(これらの規定を第一条第二項において準

用する場合を含む。」の下に「、第三百十四条の七第三項」を加え、同表地方税法施行規則の項中「第二条の五の二第一項」を「第一条の十六第一項、第一条の十七第二項及び第三項、第二条の五の二第一項」に改める。

（地方債に関する省令の一部改正）

第八条 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「変更された市町村」の下に「（特別区を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「年度の地方交付税法の規定に基づく普通交付税の額、基準財政収入額並びに特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び地方揮発油譲与税」を「年度における令第十三条第四号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額」に、「特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税」の収入見込額並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」を「令第十三条第三号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とし、特別区にあつては同条第五号の普通交付金の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とする。」並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」に改め、同項第

三号中「計算した当該年度の初日の属する年の四年前の」の下に「年の」を加え、同条第二項中「四年前の年度の四月一日の属する年度以後」を「四年前の年の四月一日の属する年度以後」に改める。

附則第一条の二中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下「廃止前暫定措置法」という。）及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法」に改める。

附則第二条の二第一号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号）」を「地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号。以下この項において「改正省令」という。）第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号。以下この号において「廃止前暫定措置法施行規則」という。）及び改正省令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法施行規則」に、「から地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「から廃止前暫定措置法及び平成二十八年地方税法等

改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法」に、「以下「減収額」を「次号及び第三号において「地方法人特別税等減収額」に改め、同条第二号中「次号」を「以下この条及び附則第二条の十五」に、「減収額」を「地方法人特別税等減収額」に改め、同条第三号中「減収額」を「地方法人特別税等減収額」に改める。

附則第七条第一項を削り、同条第二項中「平成三十年度から平成三十二年度までの間」を「平成三十一年度」に、「同条第一項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは「、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは「、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。）」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額」を「同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十条、第十一条又は第十二条の規定により読

み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 平成三十二年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十条、第十一条、第十二条又は第十三条の規定により読み替えられた令第十三条」と、

「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

附則第七条第三項を次のように改める。

3 平成三十三年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十一条、第十二条、第十三条又は第十四条の規定により読み替えられた令第十三条」と

、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

附則第七条第五項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは、「石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。）」を「令第十三条」とあるのは「令附則第十四条の規定により読み替えられた令第十三条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは、「石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。）」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額」を「令第十三条」とあるのは「令附則第

十三條又は第十四條の規定により読み替えられた令第十三條」と、「並びに法第五條の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五條の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 平成三十四年度における第十四條の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三條」とあるのは「令附則第十二條、第十三條又は第十四條の規定により読み替えられた令第十三條」と、「並びに法第五條の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五條の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

(都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部改正)

第九條 都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令(平成二十九年総務省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「及び航空機燃料譲与税」を「、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」に、「及び石油ガス譲与税」を「、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税」に改める。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第十条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

地方税法施行規則附則第二条の七の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第二条の八の次に次の一条を加える。

（法附則第九条第二十三項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等）

第二条の九 法附則第九条第二十三項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として

総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とする。

2 法附則第九条第二十三項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とする。

3 法附則第九条第二十三項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電

気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

附則第一条第三号中「附則第二条の七」を「附則第二条の八」に改める。